

定期報告徴収事項について

～小売電気事業者関連部分～

平成28年2月3日（水）

電気関係報告規則について

- 電気関係報告規則(省令)においては、電気事業者等が報告すべき項目を規定しており、同規則第2条において、次の項目が定期報告事項とされている。今般、電力取引の監視を適切に行うため、新たに定期的に報告いただく項目を創設することを検討している。（※様式を電子ファイルで提出いただくことを想定）

報告事項	対象	報告先	詳細
発受電月報	電気事業者	経済産業大臣	電気事業者の発電や他社からの受電情報等の収集を行う。本調査の情報を集計し、「電力調査統計」として公表している。
設備資金年報	電気事業者	経済産業大臣	設備投資額の推移等を把握・分析するために、設備投資に係る経費等の情報の収集を行う。
一般電気工作物調査年報	・電気事業者 ・自家用電気工作物を設置する者 ・登録調査機関	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	一般用電気工作物の不良率を低減し、安全水準の向上を図るため、竣工調査と定期調査の実施状況に関する情報の収集を行う。
電気保安年報	電気事業者	経済産業大臣	電気工作物の事故原因等の質的分析や統計的分析を行うため、定期的に事故情報等の収集を行う。
自家用発電所運転半期報	自家用電気工作物を設置する者	電気工作物の設置場所を所管する経済産業局長	発電所の最大出力が1,000kW以上の自家用発電所について、動力種や燃料種、月別発電電力量、電気事業者等への送電電力量等に関する情報の収集を行う。
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報	電気事業者	経済産業大臣	ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器は、数が多く、取替え等が比較的頻繁に行われるため、届出制度とせず、定期報告として情報の収集を行う。
電力取引報 (仮称)	電気事業者 広域機関、JEPX	電力取引監視等 委員会	①市場の競争状況の監視と②不正行為の監視のため、新たに創設することを予定。取得する情報の詳細については、次ページ以降を参照。

※発受電月報の提出については、資源エネルギー庁電力市場整備室から別途説明。

小売電気事業者から取得する情報

- 小売電気事業者に対しては、平成28年4月より以下の事項について定期的に報告いただくことを検討中。（詳細は次頁以降を参照）
- なお、一般送配電事業者、広域的運営推進機関、卸電力取引所に対しても、別途定期報告徴収を実施予定。

項目	対象	報告周期 (記載周期)	内容
販売電力量 /販売件数	全ての 小売電気事業者	月次 (月次)	●小売市場における事業者間のシェア推移を確認するため、小売電気事業者の販売電力量、販売額、販売件数を取得する。
小売料金 メニュー情報		四半期 (月次)	●小売料金の設定状況を確認するため、小売電気事業者が提供する小売料金メニューや標準メニューに関する情報等を取得する。
再生可能エネルギー 及びFIT電気メニュー の販売電力量 ・買取実績	再エネ等を供給する 電気の特性とする料 金メニューを販売する 小売電気事業者	年次 (月次)	●再エネの特性を利用した料金メニューの販売状況を確認するため、再生可能エネルギーの販売電力量を整理する。またそのような事業者の再エネ購入状況を監視するため、小売電気事業者の再生可能エネルギーの買取実績を取得する。
経過措置料金 のスイッチング情報	旧一般電気事業者 であった 小売電気事業者	月次 (月次)	●経過措置としての小売料金規制の解除に向けた検証を行うため、経過措置料金のスイッチング情報を取得する。

販売電力量/販売件数

- 販売電力量/販売件数として、下記項目を全ての小売電気事業者から報告いただく案で検討中。

報告項目	単位	備考
販売年月	年月	報告対象の年月を記載。
販売地域	供給区域	小売供給を行っている供給区域を記載。
契約種別	種別	特別高圧、高圧、低圧（電灯・電力）（旧一般電気事業者であった小売電気事業者については、経過措置約款とその他の低圧を分ける）を記載。
販売電力量	kWh	供給区域毎に契約種別毎に月間合計値を記載。
売上高	円	供給区域毎に契約種別毎に月間合計値を記載（消費税抜、燃料費調整額込、再エネ賦課金抜）。
販売件数	件数	供給区域毎に契約種別毎に需要家との契約口数の総数を記載。

- 定期報告の目的
 - 小売電気事業者が設定する電気料金の料金水準を検証する。
 - 各供給区域の小売市場における競争状況を検証する。
- 対象： 全ての小売電気事業者
- 周期： 月次

小売料金メニュー情報

- 小売料金メニュー情報として、下記項目を全ての小売電気事業者から報告いただく案で検討中。

報告項目	単位	備考
小売電気事業者名	—	小売電気事業者の名称を記載。
主な低圧メニュー名	メニュー名	低圧需要家向けのメニューのうち、契約件数上位3つ及びその他の定型的なメニュー（ただし、契約件数が100件以下のものは除く。）。
適用開始日	年月日	上記各メニューの適用を開始した日を記載。
料金算定方法	計算式	基本料金、従量料金など、上記各メニューにおける料金の算定方法を記載。
サービス内容	内容	上記各メニューの料金以外のサービス内容（契約期間、違約金条項の内容、小売供給の特性とする電源構成等の内容）を記載。
特記事項	内容	上記各メニューに関わる特記事項（セット販売の有無等）を記載。
メニュー別販売電力量	kWh	上記各メニュー別の販売電力量の月間合計値を記載。
メニュー別契約件数	件数	上記各メニュー別の契約口数の総数を記載。

- 定期報告の目的
 - 小売電気事業者が設定する契約におけるサービス内容の適正性を検証する。
 - 小売電気事業者が需要家と締結する契約の実態を検証する。
- 周期： 報告は四半期ごと（メニュー別の販売電力量などの記載内容については月次ごとの数値を報告）

再生可能エネルギー及びFIT電気メニュー販売電力量並びに買取実績

- 再生可能エネルギー及びFIT電気（以下「再エネ等」という。）を含むことを小売供給の特性とするメニューによる販売電力量並びに再エネ等の買取実績について、下記項目を、再エネ等を供給する電気の特性とする料金メニューを販売する小売電気事業者から報告いただく案で検討中。

報告項目	単位	備考
小売電気事業者名	－	電源構成として再生可能エネルギー等を含むことを小売供給の特性とする料金メニューを設けている小売電気事業者の名称を記載。
販売・買取年月	年月	報告対象の年月を記載。
再エネ等メニュー名	メニュー名	電源構成として再エネ等を含むことを小売供給の特性とするメニュー名を全て記載。
適用開始日	年月日	上記各メニューの適用を開始した日を記載。
料金算定方法	計算式	基本料金、従量料金など、上記各メニューにおける料金の算定方法を記載。
特性の内容	内容	上記各メニューが特性とする電源構成の内容（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、FIT電気、その他）、割合を記載。
メニュー別販売電力量	kWh	上記各メニュー別の販売電力量の月間合計値を記載。
買取再生可能エネルギー種別	電源種別	買取りを行った再エネ等の種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他）を、FIT制度の利用の有無に分けて記載。
買取電力量	kWh	買取電力量の合計値を電源種別及びFIT制度の利用の有無毎に分けて記載。

➤ 定期報告の目的

- 電源構成に再エネ等を含むことを小売供給の特性とする料金メニューの販売状況を確認する。
- 電源構成に再エネ等を含むことを小売供給の特性とする料金メニューを設けている事業者の買取状況を確認する。
- 対象： 再エネ等を供給する電気の特性とする料金メニューを販売する小売電気事業者
- 周期： 報告は毎年ごと（メニュー別の販売電力量などの記載内容については月次ごとの数値を報告）

経過措置約款に関する需要家のスイッチング等に関する情報

- 経過措置約款に関する需要家のスイッチング等に関する情報として、下記項目を旧一般電気事業者であった小売電気事業者から報告いただく案で検討中。

報告項目	単位	備考
新規契約件数（再点・新設（※））	件数	経過措置約款について、契約種別毎に新規契約件数を、再点・新設に分けて月間合計値を記載。
解約件数（廃止・撤去（※））	件数	経過措置約款について、契約種別毎に解約件数を、廃止・撤去に分けて月間合計値を記載。
スイッチング件数	件数	経過措置約款について、契約種別毎にスイッチング件数の月間合計値を記載。
契約変更件数	件数	当該旧一般電気事業者であった小売電気事業者内における、契約種別毎の経過措置約款と自由料金メニュー間での契約変更件数の月間合計値を記載。

※「再点」= 需要者による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない接続供給の開始申込

「新設」= 需要者による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う接続供給の開始申込

「廃止」= 需要者による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない接続供給の廃止申込

「撤去」= 需要者による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴うが図面協議を要さない接続供給の廃止申込

- 定期報告の目的
 - 各供給区域の小売市場における競争状況を検証する。
- 対象： 旧一般電気事業者であった小売電気事業者
- 周期： 月次